



小児医療費助成制度の対象年齢を拡大

概要	小児医療費助成制度の対象年齢を「18歳到達後の3月31日まで」に拡大します。
目的、得られる効果	本制度の従前の対象者は約15,000人でしたが、対象年齢の拡大により、新たに約3,000人が助成対象になります。 ※次の場合は対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・生活保護を受けている・児童福祉法に基づく措置による医療を受給している・心身障害者医療費の援助を受けている（ただし、医療費に係る一部負担金を支払わなければならない場合は除く）・ひとり親家庭などの医療費助成を受けている
内容	本制度は、0歳から中学3年生までの子どもを養育している方が対象となっていますが、10月1日診療分から、子どもの対象年齢を「満18歳に達する日以降の最初の3月31日（高校卒業相当）まで」に拡大します。
小児医療証交付申請	助成を受けるために必要な小児医療証の交付申請書を、7月に、新たに対象となる世帯に送付しました。 また、8月31日までに申請した方には、9月12日に小児医療証を送付しました。9月1日以降に申請した方には、準備が整い次第、順次送付します。
その他	令和5年度の小児医療費助成に係る歳出予算は約4億8,100万円で、約2,500万円の増となる見込みです。
問い合わせ先	こども未来部 子育て支援課 子育て支援係 TEL 046 (252) 7201 FAX 046 (255) 5080

